

The Journal of Poultry Science 優秀論文賞受賞者選考規程

(趣旨)

第1条 日本家禽学会細則第3条の(5)の規定による受賞者の選考は、この規程の定めるところによる。

(受賞論文の選考)

第2条 受賞論文の選考は編集委員会が行う。編集委員長は、選考の経過ならびにその結果を会長に報告するものとする。

第3条 受賞対象論文は、選考年度の前年に The Journal of Poultry Science に掲載された原著論文とする。

(論文の評価)

第4条 評価の視点は、家禽科学に関する高い学術的価値があり、この分野の学術研究の発展に寄与すると期待されるものとする。

(授賞の件数)

第5条 授賞論文は原則として、1年に2件以内として選考するものとする。

附 則

この規程は2006年3月29日から施行する。